

## 資料6

〔議案1〕 茨城県薬剤師確保対策協議会設置要綱の改定について

### 1 改定の理由

「薬剤師卒後研修プログラム」の検討については、現在、茨城県薬剤師確保対策協議会設置要綱（以下「要綱」という。）第2条の協議事項になっている。当該研修プログラムの作成及び審査、病院間の連携調整等に係る協議の加速化を図る必要がある。

当対策協議会の中に新たに薬剤師卒後研修プログラム部会するため、要綱を改定する。

### 2 改定内容

案1のとおり改定する。なお、主な変更点は以下のとおりである。

(1) 第6条の次に以下の条項を加える。

(部会)

第7条 協議会に薬剤師卒後研修プログラム部会を置き、必要に応じてその他の部会を置くことができる。

2 部会の設置及び運営に関する必要事項については、別に定める。

(2) 第7条を加えたことにより、第7条を第8条に、第8条を第9条に変更する。

条文比較表

新	旧
<p>茨城県薬剤師確保対策協議会設置要綱</p> <p>(目的)</p> <p>第1条～第6条第4項</p> <p>【省略】</p> <p>(部会)</p> <p>第7条 協議会に薬剤師卒後研修プログラム部会を置き、必要に応じてその他の部会を置くことができる。</p> <p>2 部会の設置及び運営に関する必要事項については、別に定める。</p> <p>(庶務)</p> <p>第8条 【省略】</p> <p>(委任)</p> <p>第9条 【省略】</p> <p>付 則 この要綱は、令和5年8月9日から施行する。</p> <p>付 則 この要綱は、令和6年〇月〇日から施行する。</p>	<p>茨城県薬剤師確保対策協議会設置要綱</p> <p>(目的)</p> <p>第1条～第6条第4項</p> <p>【省略】</p> <p>【新規】</p> <p>【新規】</p> <p>(庶務)</p> <p>第7条 【省略】</p> <p>(委任)</p> <p>第8条 【省略】</p> <p>付 則 この要綱は、令和5年8月9日から施行する。</p>

## 茨城県薬剤師確保対策協議会設置要綱（案）

（趣旨）

第1条 茨城県内で不足している病院薬剤師の確保策を協議するため、茨城県薬剤師確保対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（協議事項）

第2条 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 薬剤師不足に係る課題の把握に関すること
- (2) 薬剤師確保に向けた施策の検討及び計画の策定に関すること
- (3) 薬剤師卒後研修プログラム等の検討に関すること
- (4) その他必要な事項に関すること

（組織）

第3条 協議会は、茨城県医師会及び茨城県薬剤師会等の医療関係団体並びに学識経験者等から、知事が委嘱する委員12人以内で組織する。

（任期）

第4条 協議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、これを妨げない。

（会長）

第5条 協議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ示す委員がその職務を代理する。

（会議）

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議は、保健医療部長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

4 会長は、必要があると認める場合には、関係者の出席を求めてその説明若しくは意見を聴くこと、又は関係者からの資料の提出を求めることができるものとする。

（部会）

第7条 協議会に薬剤師卒後研修プログラム部会を置き、必要に応じてその他の部会を置くことができる。

2 部会の設置及び運営に関する必要事項については、別に定める。

（庶務）

第8条 協議会の庶務は、保健医療部医療局薬務課において処理する。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める

付 則

この要綱は、令和5年8月9日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年〇月〇日から施行する。

〔議案２〕 薬剤師卒後研修プログラム部会の設置及び運営に関する要領（案）について

1 提案の趣旨

茨城県薬剤師確保対策協議会設置要綱第7条第1項の規定に基づき、薬剤師卒後研修プログラム部会（以下「研修部会」という。）を設置する。薬剤師卒後研修プログラムにおける協議の円滑な実施、薬剤師の人材育成の具体的な取り組みの推進等を行うため、運営に関する必要な事項を定める。

2 検討内容

案2のとおり薬剤師卒後研修プログラム部会の設置及び運営に関する要領（以下「要領」という。）を制定する。なお、要領の主な内容は以下のとおり

（1）研修部会の協議事項

- ① 薬剤師卒後研修プログラムのガイドライン作成に関すること。
- ② 各病院が作成した薬剤師卒後研修プログラムの審査に関すること。
- ③ 薬剤師卒後研修プログラムに係る病院の連携調整に関すること。
- ④ その他必要な事項に関すること。

（2）研修部会部会長及び委員

○部会長は、委員の互選によって定める。

○委員は次に掲げる者をあてる。

- ・ 病院薬剤師の育成に造詣がある医師
- ・ 一般社団法人茨城県病院薬剤師の代表者
- ・ 病院薬剤師不足地域の病院薬剤師
- ・ 医療機関における実務実習等の調整を行う病院薬剤師
- ・ 病院薬剤師の教育研修を行う病院薬剤師
- ・ その他部会長が必要と認める者

※委員の任期は2年

## 薬剤師卒後研修プログラム部会の設置及び運営に関する要領（案）

（趣旨）

第1条 茨城県薬剤師確保対策協議会設置要綱第7条第1項に基づき、薬剤師卒後研修プログラムの作成及び審査並びに薬剤師の人材育成に係る協議を円滑に実施するため、薬剤師卒後研修プログラム部会（以下「研修部会」という。）の設置及び運営に関する必要な事項を定める。

（協議事項）

第2条 研修部会は、次の事項について協議する。

- (1) 薬剤師卒後研修プログラムのガイドライン作成に関すること。
- (2) 各病院が作成した薬剤師卒後研修プログラムの審査に関すること。
- (3) 薬剤師卒後研修プログラムに係る病院の連携調整に関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 研修部会の委員は、部会長1名及び委員をもって構成する。

2 部会長は、委員の互選によって定める。

3 委員は次に掲げる者をあてる。

- (1) 病院薬剤師の育成に造詣がある医師
- (2) 一般社団法人茨城県病院薬剤師の代表者
- (3) 病院薬剤師不足地域の病院薬剤師
- (4) 医療機関における実務実習等の調整を行う病院薬剤師
- (5) 病院薬剤師の教育研修を行う病院薬剤師
- (6) その他部会長が必要と認める者

（任期）

第4条 研修部会の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第5条 研修部会の会議は、部会長が必要に応じて招集する。ただし、委員の委嘱後最初にかかれる会議は、保健医療部医療局薬務課長が招集する。

2 部会長は、会議の議長を務める。

3 部会長は、必要と認める場合は、委員以外の者を会議に出席させ、説明させ、又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第6条 研修部会の庶務は、保健医療部医療局薬務課において行う。

（その他）

第7条 この要領に定めるもののほか、研修部会の運営に関し必要な事項は、当部会において協議し定める。

付 則

この要領は、令和6年4月 日から施行する。